

大阪狭山市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 26 日

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
中 野 学

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の種類

- 1 地方自治法第199条第7項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

- 1 対象事務
令和4年度大阪狭山市まちづくり円卓会議交付金に関する出納及びその他の事務を対象とした。
- 2 対象期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、当該財政援助に係る出納及びその他の事務の執行が財政援助の目的に沿って適正に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務等の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等や担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、所管部局である公民連携・協働推進グループの補助金に関する事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において、令和5年12月11日から令和6年1月23日まで実施した。

第6 監査の結果

1 財政援助団体の概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人 南中学校区円卓会議
- (2) 代表者名 理事長 菊屋 英一
- (3) 所在地 大阪狭山市大野台二丁目1番58号
- (4) 設立年月日 平成25年10月16日
- (5) 役員及び会員（令和5年3月31日現在）

理事長	1人
副理事長	1人
理事	25人

監事	1人
事務局長	1人
正会員	43人
活動会員	1人

(6) 設置目的

主に大阪狭山市南中学校区の住民が、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念のもと、主体的に地域の活性化、安全安心な住環境の維持・保全・自然環境の保全や人材育成等に関するまちづくり事業を行うことを目的とする。

(7) 事業内容

① 特定非営利活動に係る事業

- ア 健康に関する事業
- イ 地域コミュニティ事業
- ウ 環境事業
- エ 防犯・防災事業
- オ 災害時の救援事業
- カ 福祉事業
- キ 子供の健全育成のための事業
- ク その他上記事業の目的を達成するために必要な事業

② その他の事業

- ア 物品販売事業
- イ コミュニティビジネス事業

2 監査の結果と意見

大阪狭山市が特定非営利活動法人南中学校区円卓会議へ支出した令和4年度大阪狭山市まちづくり円卓会議交付金に係る出納及びその他の事務は財政援助の目的に沿って概ね適正に行われている。

しかし、当該事務の一部において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し事務を執行されたい。なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨通知されたい。

[指摘事項]

- (1) 会計責任者へ質疑を加えたところ87,450円の備品1点の購入について、見積合せをしていなかったことを確認した。

金額が3万円以上の物品の購買をする場合は、特定非営利活動法人南中学校区円卓会議会計規程第14条の規定に基づき原則事前に見積合せを行うよう事務手続きを改められたい。

- (2) 特定非営利活動法人南中学校区円卓会議備品台帳と令和4年度南中学校区まちづくり円卓会議交付金事業実績報告書に添付された南中学校区円卓会議交付金領収書添付台帳を突合したところ、備品台帳の備品1点の取得日及び備考欄の記帳に誤りが確認されたので、備品台帳の訂正をされたい。